

とやま中央会 FAX 情報

2022. 9. 1 発行 №638

令和4年度「とやま健康経営企業大賞」表彰企業 募集のご案内

- 富山県 -

高齢期に発症する生活習慣病の多くは、働く世代における生活習慣にその端を発しているとされています。そこで、富山県では、企業における健康づくりの取組みを後押しすることにより、働く世代の生活習慣病予防や将来にわたっての県民の健康寿命の延伸を図るため「とやま健康経営企業大賞」を募集します。

1. 募集内容

企業で働く従業員に向けた健康づくりの取組みについて、特に先導的かつ他の企業への横展開が見込まれる優れた取組みを行う企業を表彰します。

2. 応募資格

次の(1)～(3)すべてを満たす企業が対象です。

- (1) 県内に本店又は主たる事業所を置く企業、法人、団体及び個人事業所
- (2) 健康企業宣言富山推進協議会のとやま健康企業宣言認定企業または、経済産業省の健康経営優良法人認定企業等(過去の認定企業を含む)
- (3) 従業員のたばこ対策、健診・健診受診後の取組み、がん対策、食生活・運動習慣など生活習慣の取組み、その他健康づくりに関する取組みのうちいずれかについて、他の企業への横展開が見込まれる取組みを行う企業

3. 応募方法

下記URLより応募用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、メール、FAX又は郵送で提出してください。

<https://www.chuokai-toyama.or.jp/7RGUbo>

4. 応募締切 令和4年10月5日(水)

5. 応募・お問い合わせ先

富山県厚生部健康対策室健康課健康増進・歯科保健担当

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

TEL. 076-444-3222

FAX. 076-444-3496

E-mail: akenkotaisaku@pref.toyama.lg.jp

◇ 組合女性部・女性経営者等セミナー開催のご案内

本会では組合女性部活動推進事業を実施しており、その一環として組合女性部・女性経営者、組合女性役職員等の方々を対象に、下記のとおり女性の

ウェルビーイングな働き方や幸せ経営についてのセミナーを開催することといたしました。

組合女性部の有無、レディース連絡会への加入に関わらず参加は可能ですので、お気軽にお申し込みください。

1. 日時

令和4年9月14日(水) 13時～15時

2. 場所

とやま自遊館 3階 神通
(富山市湊入船町9番1号)

3. テーマ及び講師

「ママでも誰でも活躍できる、ウェルビーイングな働き方をめざして」

株式会社ウェブル 代表取締役 増子 愛 氏

「幸せ経営の実現に向けて」

株式会社商工組合中央金庫 富山支店長/

高岡支店長 鈴木 庸寛 氏

4. 申込み方法

下記URLのお申込みフォームより、ご応募いただくか、FAXにてご応募ください。

<https://www.chuokai-toyama.or.jp/C8Xkut>

5. お問い合わせ先

富山県中小企業団体中央会 流通・労働支援課

TEL. 076-424-3686

FAX. 076-422-0835

◇ 「外国人材日本語習得緊急サポート事業費補助金」のご案内

富山県では、技能実習生の入国後の日本語習得に取り組む県内監理団体等を支援するための補助金制度を新設しましたので、ぜひご活用ください。

1. 補助事業者

県内の監理団体(又は監理団体で構成する団体)

2. 補助対象事業

県内で技能実習を行う技能実習生に対して実施する日本語研修であって、令和4年4月1日(金)から令和5年2月28日(火)までに行われたもの

とやま中央会 FAX情報 No.638

(1) 補助事業者が自ら実施する又は他の者に委託して実施するもの

(2) 日本語教育機関等が実施する日本語研修に技能実習生を参加させるもの

※研修の条件

①受講する技能実習生が20名以上であること

②全課程の研修時間が30時間以上であること

③技能実習生本人又は事業所に負担を求める研修ではないこと

④外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第10条第2項7号に定める入国後講習ではないこと

3. 補助対象経費・補助率・補助限度額

(1) 補助対象経費

会場費、講師謝金、講師旅費、委託料、受講料、テキスト代、交通費、通信料、印刷費、消耗品費、その他知事が適当と認める経費

(2) 補助率

補助対象者の1/2

(3) 補助限度額

300千円/1申請団体

4. 申請方法

下記URLより必要書類をダウンロードのうえ、郵送又は持参してください。

<https://www.chuokai-toyama.or.jp/U00cc>

5. 補助事業終了の報告

補助対象事業が終了してから30日以内又は令和5年2月28日(火)のいずれか早い日までに、必要書類をダウンロードのうえ、郵送又は持参してください。

6. 提出・お問い合わせ先

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 県庁東別館2階

富山県商工労働部労働政策課雇用推進班

TEL. 076-444-8897

FAX. 076-444-4405

◇ 令和4年度後期技能検定のお知らせ

富山県職業能力開発協会では、令和4年度の後期技能検定(特級18職種、1級・2級及び単一等級

34職種・44作業、3級13職種・14作業)を下記のとおり実施いたします。

1. 検定職種

【特級】

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、プラスチック成形、パン製造

【1級・2級・単一等級】

さく井、工場板金、機械検査、電気機器組立て、半導体製品製造、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、ニット製品製造、婦人子供服製造、和裁、紙器・段ボール箱製箱、プリプレス、プラスチック成形、パン製造、みそ製造、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、カーテンウォール施工、自動ドア施工、ガラス施工、バルコニー施工、機械・プラント製図、電気製図、金属材料試験、塗装

【3級】

造園、機械加工、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、内燃機関組立て、家具製作、プラスチック成形、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、機械・プラント製図

2. 受検申請書の受付

令和4年10月3日(月)～10月14日(金)

※新型コロナウイルス感染防止対策のため、窓口での受付はいたしません。郵送のみの受付となります。

※申請書の用紙は、富山県職業能力開発協会、富山県技術専門学院、ポリテクセンター富山、富山市職業訓練センター、最寄りの商工会議所、商工会に備

えてあります。

3. 若者の受検料減免について

2級・3級を受けられる4月1日現在で、25歳未満の有職者(雇用保険被保険者)の方には実技試験受検手数料が減額されます。

4. 受検申請書の提出先

〒930-0094 富山市安住町7-18

安住町第一生命ビル2階

富山県職業能力開発協会

5. お問い合わせ先

富山県労働政策課

TEL. 076-444-3260

富山県職業能力開発協会 技能検定課

TEL. 076-432-9887

◇ 脱炭素経営の現状などに関するアンケート調査へのご協力についてのご案内

富山県気候変動適応センター(富山県環境科学センター)では、脱炭素経営などに関するアンケート調査を実施いたします。

わが国では、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言しており、脱炭素経営の重要性が高まっています。

各事業所における温室効果ガスの削減や気候変動への適応(気候変動の影響による被害を少なくする対応)の取組が求められる一方で、専門知識やノウハウの不足などの課題をお持ちの事業所もあるかと思います。

気候変動への適応を推進していくため、アンケート調査を行いますので、お手数をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

元気いっぱいファーストバンクです。

新オートローン・新型住宅ローン

富山第一銀行

1. 主な質問

- (1) 脱炭素経営の現状について
- (2) 気候変動への適応に関する課題について

2. 調査実施の依頼締切

令和4年9月16日(金)

3. 回答方法

下記URLのアンケートフォームよりご回答ください。

<https://www.chuokai-toyama.or.jp/dIrsqd>

4. お問い合わせ先

〒939-0363 射水市中太閤山17-1

富山県気候変動適応センター

(富山県環境科学センター)

TEL. 0766-56-2835

FAX. 0766-56-1416

E-mail: akankyokagakuc@pref.toyama.lg.jp

◇ 新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・厚生センター等からの証明書等の取得に対する配慮に関するお願い

富山県では、新型コロナウイルス感染症については、新規感染者数が全国的にこれまでに最も高い感染レベルを更新し続けているため、最大限の警戒感をもって注視していく必要があります。

つきましては、昨今の感染状況等に鑑み、医療機関や厚生センター等が重症化リスクのある方への対応を確実に行うことができるよう、下記についてご配慮いただきますようお願い申し上げます。

- (1) 従業員が新型コロナウイルス感染症に感染し、

自宅等で療養を開始する際、当該従業員から、医療機関や厚生センター等が発行する検査の結果を証明する書類を求めないこと。

やむを得ず証明を求めるとある場合であっても、真に必要な限り、医療機関や厚生センター等が発行する書類ではなく、従業員等が自ら撮影した検査の結果を示す画像等や、自らMy HER-SYSで取得した療養証明書等により確認を行うこと。

- (2) 従業員が新型コロナウイルス感染症に感染し、療養期間が経過した後に、改めて検査を受ける必要はないこととされていることを踏まえ、当該従業員が職場に復帰する場合には、陰性の証明書等の提出を求めないこと。

- (3) 従業員が厚生センター等から新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者と認定され、待機期間が経過した後に、職場に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。

ただし、当該従業員が抗原定性検査キットによる検査により待機期間を短縮する場合には、その検査結果を画像等で確認することは差し支えありません。

- (4) 従業員以外の者に対して、新型コロナウイルス感染症の感染の有無を確認する必要がある場合には、可能な限り、自らMy HER-SYSで取得した療養証明書や抗原定性検査キットにより自ら検査した結果等で確認を求めるとし、真に必要な限り医療機関や厚生センター等から発行された療養証明書の提出を求めないこと。

新型定期預金
マイハーベスト



人を思う。未来を思う。

商工中金

発行 富山県中小企業団体中央会 〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6階
URL <https://www.chuokai-toyama.or.jp/> TEL 076-424-3686 FAX 076-422-0835